

平成31年2月25日（月）

平成31年第2回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成31年第2回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、3番：野崎達男委員、4番：玉元正助委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の上原みち子主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は11件でございます。
受付番号1番から11番を説明いたします。

（内容省略）

受付番号1番から11番は、議案書13ページから23ページの調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番から3番の現地調査
の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号1番から3番の説明をいたします。場所は、下地線の創価学会から下地向け200㎡に位置し、現在はサトウキビが植え付けられており、譲受人は農業規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議長：受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から新里集落向けに位置し、譲受人は農業経営規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議長：受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、佐和田漁港の右側の土地改良区に位置し、譲受人は夫婦での農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議長：受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野線の山中交差点信号機から南側100㎡に位置し、現在、草地在り植えられて、刈り取り後に譲受人は家族経営でサトウキビ栽培農家です。機械等も所有しています。

議長：受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、カラオケビーチ・ペット向かいに位置し、譲受人は10年前から枝豆・オクラ等の栽培で農業経営しています。

議長：受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の西側に位置し、譲受人は 20 年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、鏡原小学校の東側 700 ㎡に位置し、譲受人は規模拡大でのサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 16 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 10 番の説明をいたします。場所は、砂川保育所から南側 300 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有していて、サトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号 11 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 3 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 11 番の説明をいたします。場所は、城辺庁舎の北西 200 ㎡に位置し、譲受人は夫婦での農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）受付番号 1 番から 11 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、6件でございます。受付番号12番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号12番から17番までは、議案書24ページから29ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号12番から16番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号12番から16番の説明をいたします。場所は、宮原集落（ザラツキ）、更竹病院から北側に位置し、譲受人はハーベスター等を所有しての農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、宮古木工所から西側に位置し、譲受人は新規就農者で機械等も所有しての野菜・果樹栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号12番から17番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は8件でございます。受付番号18番から25番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号18番から25番は、議案書30ページから37ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号18番から25番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、5件でございます。
受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、咲田公園に隣接し、現在、カボチャが植え付けられていますが、譲受人は機械等も所有して野菜栽培農家であります。

議長：受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西原公民館から東へ500mに位置し、土地改良済みの土地で、譲受人は30年以上の農業経営農家です。

議長：受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

知花事務局：

受付番号4番と5番の説明をいたします。説明に関しては参考資料を参照して下さい。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は8件でございます。
受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、長山港から伊良部高校向けに位置し、
譲受人はサトウキビ・カボチャ栽培農家です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部高校から白鳥岬方向に位置し、
譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、長北公民館の南側80㎡に位置し、
譲受人はキビ収穫後にカボチャ栽培を行うとの事です。

議長：受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古島市みどり推進課の東側300㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

宮平推進委員：

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は、鏡原自動車から宮原小学校向けとひかり自動車から東へ300㎡に位置し、譲受人は畜産農家で草地等の管理をしています。

議 長：受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、上野中学校東側900㎡に位置し、譲受人は畜産経営農家で草地管理です。

議 長：受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、入江集落の東側250㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農用地利用配分計画案は3件でございます。

受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、15件でございます。

受付番号1番から15番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から15番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、うむやす診療所の北側20mに位置し、農地区分として第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古空港東側のレンタカー会社の隣に位置し、農地区分は第2種農地、その他原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

転用理由に宮古島市人工増とありますが、明らかに増加しているのか。

知花事務局：

宮古島市の人工増については、観光客等の増加等によるものと思います。

長濱委員：

契約期間については何年の契約期間ですか。

知花事務局：

契約期間は5年の契約期間であります。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、七原公民館南側130㎡に位置し、農地区分は第1種農地、集落接統一団農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下地保健福祉センター東側70㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、野原越公民館南側150㎡に位置し、農地区分は第1種農地、集落接統一団農地と判断いたしました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、友利集落公民館南側150㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公民館等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は JT 伊良部支店の西側150㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・住宅等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、上野千代田自衛隊宿舎南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、集落接統一団農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、上野千代田自衛隊宿舎に隣接し、農地区分は第2種農地、原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋詰所広場から渡久地の浜向けに位置し、農地区分は第2種農地、原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、7番委員

長濱委員：

伊良部フルーツ農場について、実績等がありますか。

知花事務局：

実績はありませんが、譲受人会社が購入するということです。

長濱委員：

ホテル建設面積が小さいのではないですか。

知花事務局：

伊良部地区は土地計画地域ではないため、境界線から内側に建設するということです。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、東急ホテル東側160に位置し、農地区分は第2種農地、原野・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、沖縄電力野球場北側450に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他2種原野・宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、7番委員

長濱委員：

この案件は計画変更等が提出されていますが。

知花事務局：

この件については、書類等が不足しているため保留し取り下げします。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を書類不足により保留し取り下げとします。

議 長：次に受付番号13番と14番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号13番と14番の説明をいたします。場所は、市営荷川取団地の東側560㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番と14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、社会福祉協議会施設の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・福祉施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、7番委員

長濱委員：

この案件は計画変更が出されていますが、どのような会社なのか。

知花事務局：

この件については、書類不足のため保留し取り下げします。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を書類不足により保留し取り下げとします。

委員：異議なし

議長：日程第6議案第5号は受付番号12番と15番を除き、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長：次に、日程第7議案第6号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願いは、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松小学校南側150[㎡]に位置し、雑木や灌木類が生い茂り原野化して農地として利用できないことを確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、池間漁港西側1kmに位置し、一度も農地として使用したことがない状態であることを確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、下地診療所東側に隣接し、耕作困難な農地と確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号4番の現地調査結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下地診療所南側450㎡に位置し、下流域で水はけが悪く非農地と確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号5番の現地調査結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、北中学校西側120㎡に位置し、雑木等が生い茂り農地として原状回復困難と確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号6番の現地調査結果ならびに説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、観光農園マイバリ東側に位置し、原野化が著しく農地として回復できず休耕地として確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長：以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委員：発言なし

議長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、平成31年第2回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会します。

平成31年2月25日（月）

会 長 芳 山 辰 巳
3番委員 野 崎 達 男
4番委員 玉 元 正 助